

運用指針

第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

北関東自動車道

アシ カガ イワ フネ
(足利IC～岩舟JCT)の早期供用

当初計画

【①用地収用】

- ・出流原トンネル前後の用地を収用により計画

【②佐野工区】

- ・用地収用後、出流原トンネル上部に落石防護工(安全対策)を施工した上で切土工事を実施し、本線部を土運搬経路として使用する計画

【③田沼工区】

- ・本線部を土運搬経路として、佐野工区の土で盛土を施工する計画

供用予定日:平成24年3月31日

経営努力による変更

【①用地収用】

- ・収用地について、集中審理を申し入れることにより、早期明け渡しを実現
⇒約12ヶ月の工期短縮

【②佐野工区】

- ・収用前に、起工承諾を得、出流原トンネル上部の落石防護工を施工することにより、土運搬を早期開始
⇒約15ヶ月の工期短縮

【③田沼工区】

- ・佐野工区からの土運搬の早期開始にともない、一般道経路での土運搬について地元と協議し、了解を得て盛土工事を早期実施
⇒約6ヶ月の工期短縮

【④舗装・施設工事】

- ・輻輳部において綿密な工程調整を実施
⇒約2ヶ月の工期短縮

佐野田沼IC～岩舟JCT間

供用日:平成22年4月17日(714日間の早期供用)

足利IC～佐野田沼IC間

供用日:平成23年3月19日(379日間の早期供用)

北関東自動車道 足利IC～岩舟JCTの路線概要

アシカガ

イワフネ



- ・北関東自動車道は、群馬県高崎市から茨城県ひたちなか市に至る延長約150kmの高速道路で、東水戸道路とあいまって、群馬、栃木、茨城3県の主要都市並びに茨城港を結ぶとともに、東京から放射状に伸びる関越自動車道、東北自動車道及び常磐自動車道と連結します。
- ・足利IC～岩舟JCT間は13.6kmの区間で、主要都市間の移動時間の短縮により、地域間の連携が強化します。また、第三次救急医療機関を選択するエリアが拡大され、医療環境が向上し、安心できる地域の暮らしを支えます。

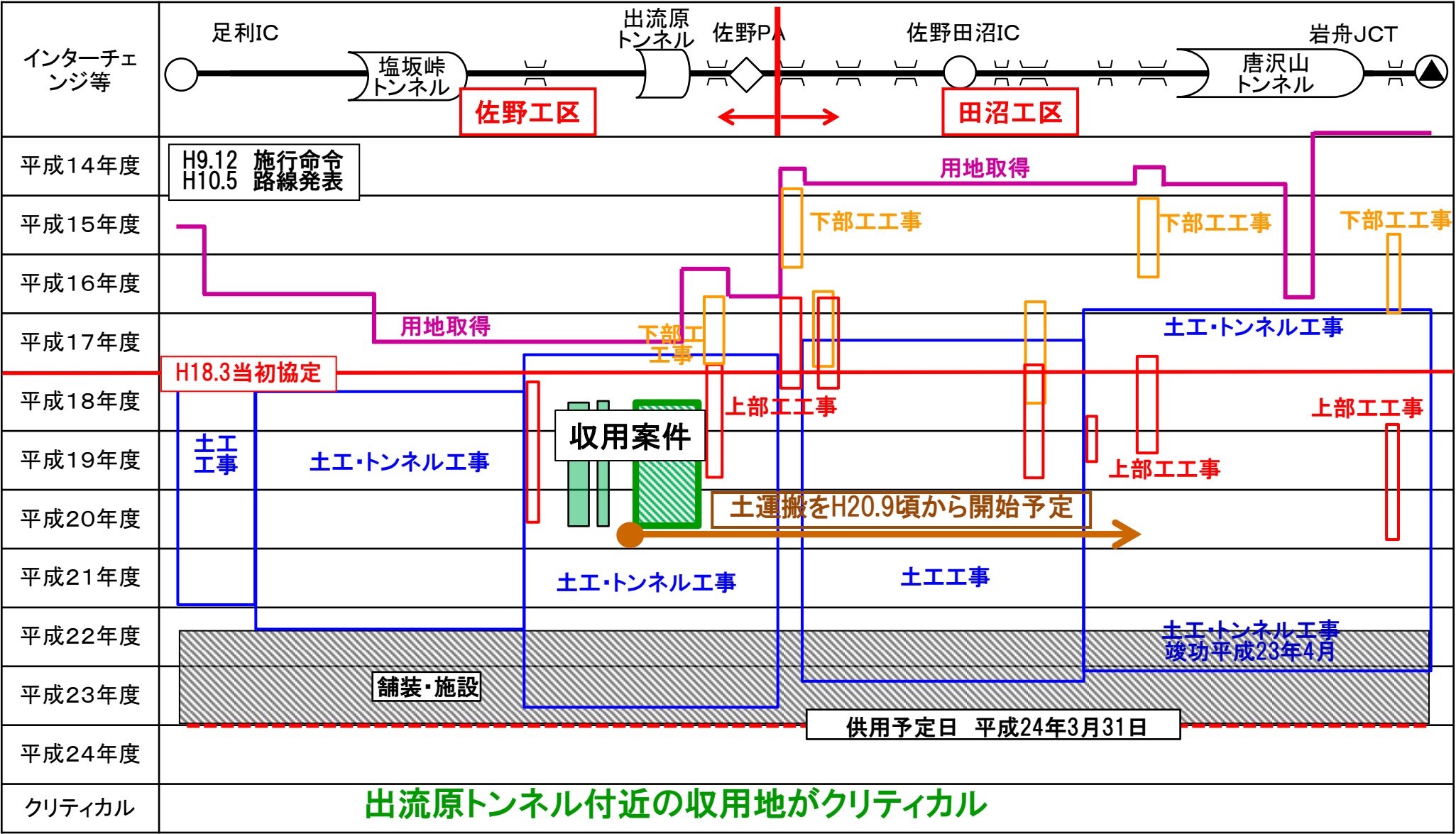
【参考】東日本大震災への迅速な救援活動を支援

- 北関東道の太田桐生IC～佐野田沼IC間は平成23年3月19日に開通を予定していましたが、震災翌日の平成23年3月12日から緊急車両や災害救援車両の通行に対応しました。開通日までの7日間で、自衛隊、警察、消防などの約2,400台の車両が利用しました。
- 早期開通した北関東道は、群馬県が派遣した群馬県警、群馬県内消防本部、群馬県職員による災害救援や被災地からの避難に寄与しました。

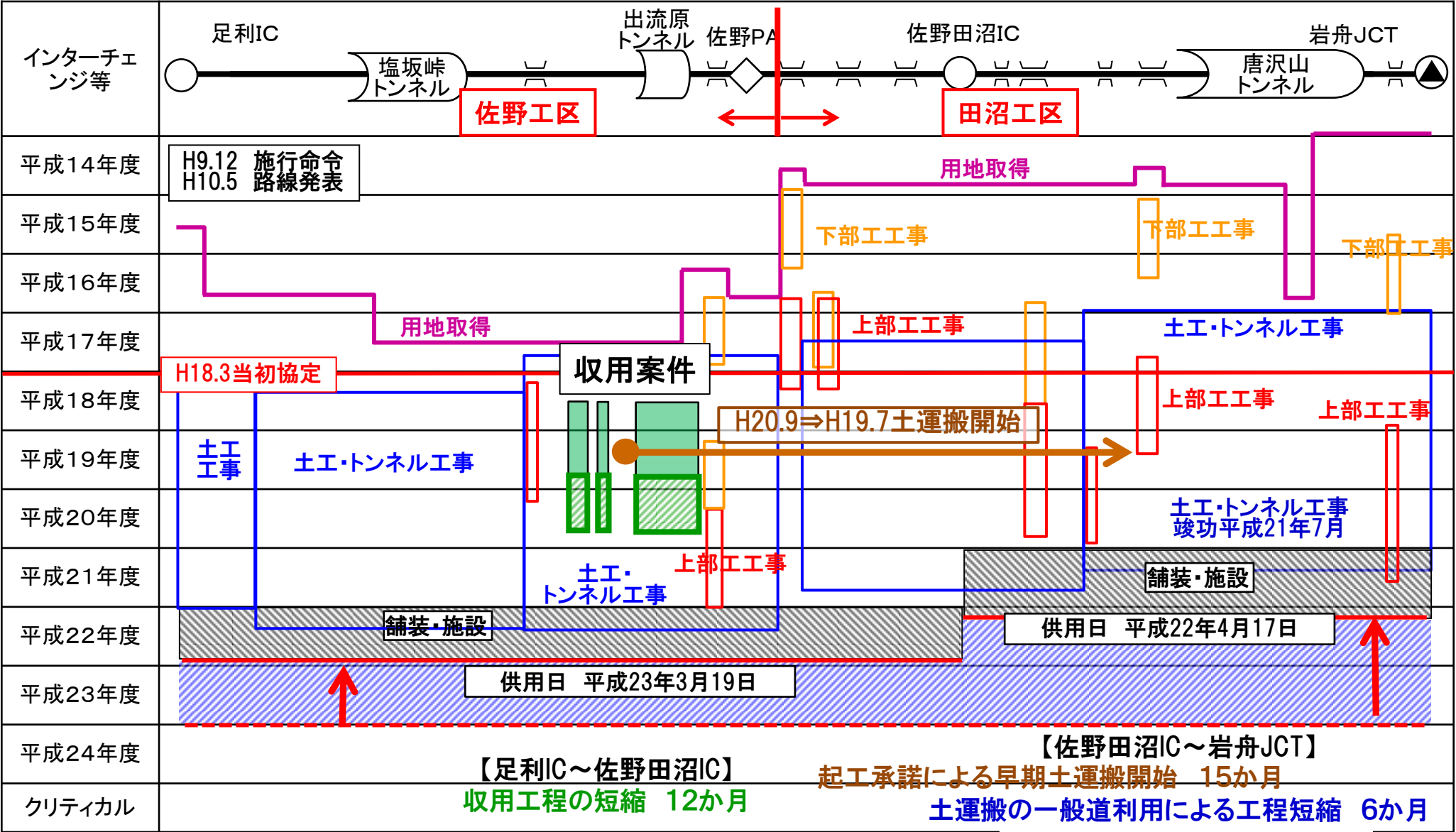


■太田桐生ICを通行する自衛隊車両

当初工程(北関東道 足利IC～岩舟JCT)



実績工程(北関東道 足利IC～岩舟JCT)



当初の収用地付近の状況

- ・佐野工区は出流原トンネル前後に用地交渉が難航している鉱業権が設定された収用地が存在
- ・当該収用地は多数の抵当権が設定されており、地権者と抵当権者との交渉が難航していた



工期短縮の取組み①

収用工程短縮の取組み

鉱業権が設定された収用地は関係人が多く、審理回数も多くなり用地取得の長期化が懸念されたため、他の収用案件の審理を一時的に停止し、集中的に審理を開催してもらうことを栃木県収用委員会に申入れた

■当初工程

[illegible]

■ 实施工程

[illegible]

約12ヶ月短縮

- ・本件の審理を集中的に行うことにより足利IC～佐野田沼IC間の工程を約12ヶ月短縮

工期短縮の取組み②

佐野工区切土①の先行施工

- ・切土①の盛土場への土砂搬出が早期着手できれば田沼工区の**工期短縮が可能**となる
- ・切土①の土運搬にあたっては、運搬経路に落石の危険があるため、安全対策として、収用地の一部に**落石防護工**が必要



**落石防護工を収用前に施工するため、
起工承諾を検討し、了解を得る**

※起工承諾

公共工事は用地取得が終わってから着工するのが原則であるが、事業の実施を急ぐため、用地取得が終了しない段階で、権利者から承諾を得て工事を実施すること



安全対策の必要性

当該のり面についてはS. 56～57年にかけての一時期に採掘のための切土が行われていたが、湧水枯渇問題及び山頂部が崩れさることによる景観問題などにより採掘が20年以上中断した状態。掘削中の不安定なり面であり、全体的に風化が進み、崖錐が各所にたまった状態であり、震度4程度の地震でも1m程度の落石が山裾で発見されている状況。

このため、当該個所の北側を工事用道路として使用するためには、落石防護工の実施が必須。

工期短縮の取組み③

起工承諾を得るための取り組み

- ・栃木県では前例のない起工承諾後の収用について、**県と協議**
- ・鉱業権を含めた抵当権者の権利を侵害しないか、顧問弁護士に確認
- ・地権者から起工承諾を得た後、**抵当権者からの問い合わせ(5回)にも丁寧に対応**



起工承諾を得たことにより落石防護工の収用前の施工が可能となり、
佐野田沼IC～岩舟JCT間の工程を約15ヶ月短縮

工期短縮の取組み④

田沼工区 盛土工事の先行施工

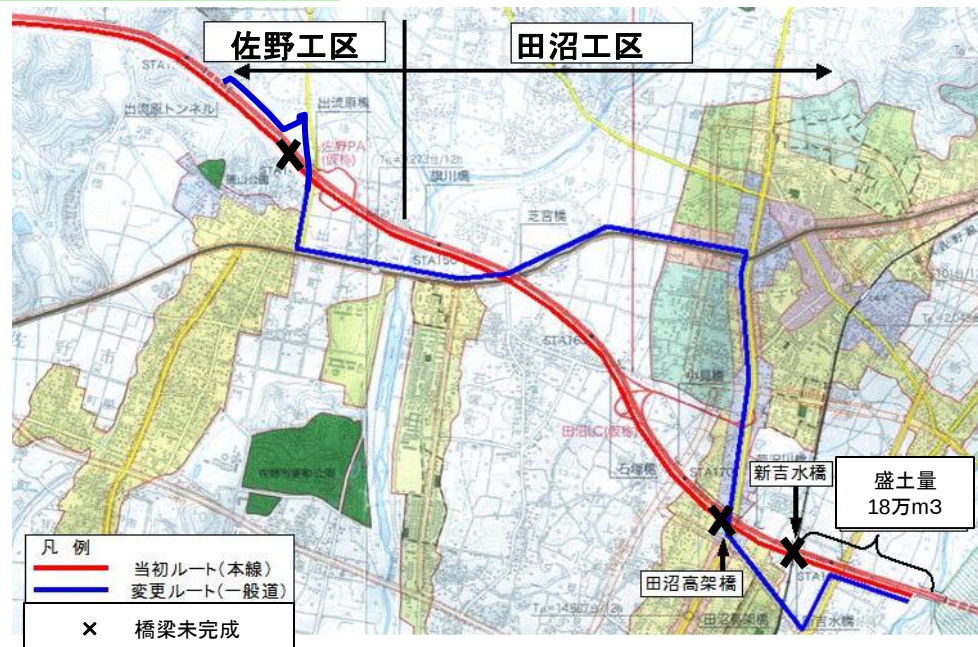
- ・佐野工区における切土工事の先行着手を受けて、盛土工事の早期着工が必要
- ・本線橋梁は当初計画されていた盛土工事の着工にあわせて完成するため、盛土工事早期着工時には本線内土運搬は不可能

一般道経由の土運搬について、地元と協議

地元との協議における取組

- ・地元自治会長を窓口として土運搬について頻繁に**協議を実施**
(2～3回／週)
- ・左折による現場入場、粉じん対策を徹底
- ・地権者会役員に対して2回／年の現場見学会の実施、広報誌を毎月発行し、区長、自治会長を通じて全戸に回覧することにより**地域住民とコミュニケーションを図る**

地元の了解を得ることで、一般道経由の土運搬が可能となり佐野田沼IC～岩舟J間の工期を約6ヶ月短縮



広報誌(唐沢山トンネル通信)

工期短縮の取組み⑥

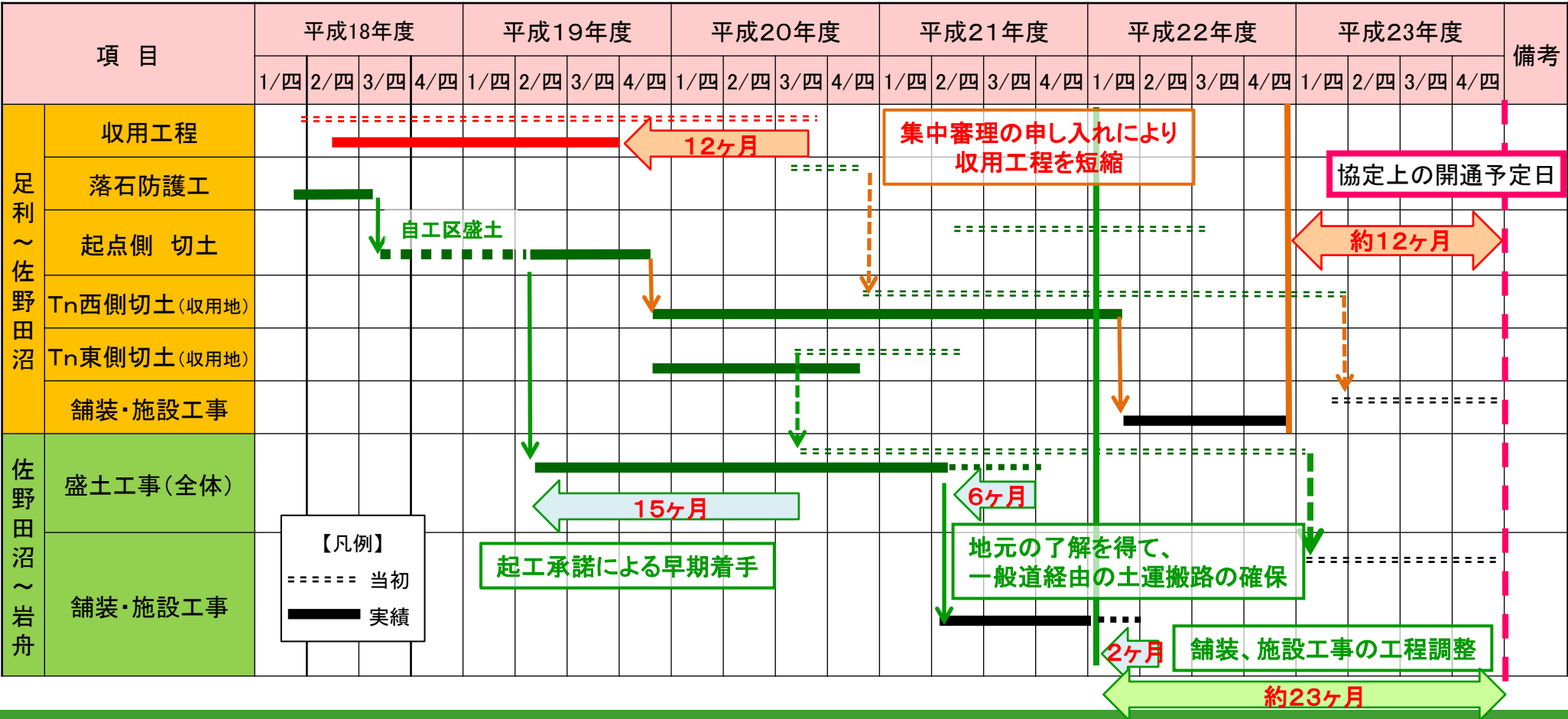
舗装、施設工事

- トンネル等の工事輻輳箇所において、昼間を舗装、夜間を施設工事とするなど、綿密な工程調整を実施
- 佐野田沼IC～岩舟JCT間の工期を約2ヶ月短縮

変更工程

佐野田沼IC～岩舟JCT
開通 H22.4.17

足利IC～佐野田沼IC
開通H23.3.19



経営努力要件適合性の認定について

起工承諾、土運搬路の確保による土工工事の工期短縮や、集中審理による収用工程の短縮などにより、**供用までの期間を短縮したものである。**

運用指針第2条第1項第3号に該当

足利IC～岩舟JCT間で約12ヶ月の工期短縮による一般管理費、その他費及び金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減